

(資料二)

平成十九年二月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

島根県知事の資産等の公開に関する条例及び島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	1
公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例	1
公立大学法人島根県立大学への職員の引継ぎに関する条例	2
公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する条例	2
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	3
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	3
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	4
島根県副知事定数条例	4
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	5
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	6
職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	6

島根県職員定数条例の一部を改正する条例	7
島根県企業局職員定数条例	7
島根県病院局職員定数条例	7
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	8
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	9
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 ...	9
使用料及び手数料の額の改定等に関する条例	10
島根県県税条例の一部を改正する条例	20
島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例	21
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	21
島根県迷惑行為防止条例	23
島根県留置施設視察委員会条例	25
島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例	25
島根県病院事業管理者の給与等に関する条例	26
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例	27
島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	27

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例	28
感染症診査協議会条例の一部を改正する条例	28
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	29
しまね教育の日を定める条例の一部を改正する条例	30
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	30
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	31
島根県神戸川河口暫定防災対策事業基金条例を廃止する条例	32
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	32

平成19年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第17号議案

島根県知事の資産等の公開に関する条例及び島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

郵政民営化法及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、資産等報告書等に記載する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 郵便貯金が銀行法に規定する預金とされたことに伴う規定の整理
- (2) 金銭信託が有価証券とみなされたことに伴う規定の整理

3 施行期日

2の(1)については平成19年10月1日から、2の(2)については証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第18号議案

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例

1 提案理由

公立大学法人島根県立大学の設立に伴い、同法人における財産の処分等の制限に係る重要な財産を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

公立大学法人島根県立大学の財産のうち、その処分等を行おうとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産は、7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とすること。

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第19号議案

公立大学法人島根県立大学への職員の引継ぎに関する条例

1 提案理由

公立大学法人島根県立大学の設立に伴い、同法人に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

公立大学法人島根県立大学に職員を引き継ぐ県の内部組織は、島根県立大学（事務局を除く。）並びに島根県立島根女子短期大学（事務局及び図書館を除く。）及び島根県立看護短期大学（事務局及び図書館を除く。）とすること。

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第20号議案

公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

公立大学法人島根県立大学の設立及び同法人の設立により財団法人北東アジア地域学術交流財団が解散することに伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県情報公開条例の一部改正

実施機関に県が設立した地方独立行政法人を加えること。

(2) 島根県個人情報保護条例の一部改正

ア (1)に同じ。

イ その他規定の整理

(3) 島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部改正

経営評価の対象法人から財団法人北東アジア地域学術交流財団を除くこと。

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第21号議案

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例について、留置場を留置施設に改めること。

- (1) 島根県行政手続条例
- (2) 島根県警察本部の内部組織に関する条例

3 施行期日

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第22号議案

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

- (2) 次に掲げる条例について、盲学校、ろう学校及び養護学校を特別支援学校に改めること。

- ア 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- イ 県立学校の職員定数条例
- ウ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例
- エ 島根県立高等学校等条例

- オ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- 3 施行期日
平成19年4月1日から施行する。

第23号議案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 提案理由
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
吏員制度の廃止等に伴う次に掲げる条例の規定の整理
- (1) 職員のサービスの宣誓に関する条例
 - (2) 参考人等に対する費用弁償等支給条例
 - (3) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例
 - (4) 行政財産の使用料に関する条例
- 3 施行期日
平成19年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については公布の日から、2の(4)については地方自治法第238条の4の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第24号議案

島根県副知事定数条例

- 1 提案理由
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、副知事の定数を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
副知事の定数は、1人とすること。
- 3 施行期日
平成19年4月1日から施行する。

第25号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第26号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第27号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告に基づき、職員等に対して支給する諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 管理職手当の定額化

管理職手当の月額、管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則又は教育委員会規則で定める額とすること。

(2) 管理職手当に関する経過措置

平成18年4月1日の給料の切替えに伴う経過措置により切替前の給料月額との差額に相当する給料を支給される職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員等の管理職手当の月額については、平成20年3月31日までの間は、給料月額と当該給料の額との合計額の100分の25に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則又は教育委員会規則で定める額とすること。

(3) 扶養手当の手当額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
扶養親族たる子、父母等のうち 3人目以降	5,000円	6,000円

(4) 次に掲げる条例の一部を改正すること。

ア 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

イ 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ウ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第28号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県財政が引き続き極めて厳しい状況にある中、財政健全化へ向けた取組として知事等の給与の減額期間を1年間延長するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 減額期間の改正

給与の減額期間を平成19年度まで1年間延長すること。

(2) 病院事業管理者の給与の減額

病院事業管理者の給与について副知事等と同様の減額措置を実施すること。

3 施行期日

2の(1)については公布の日から、2の(2)については平成19年4月1日から施行する。

第29号議案

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県財政が引き続き極めて厳しい状況にある中、財政健全化へ向けた取組として職員の給与の減額期間を1年間延長するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 減額期間の改正

給与の減額期間を平成19年度まで1年間延長すること。

(2) 管理職手当の定額化に伴う減額方法の改正

管理職手当の月額、当該額に職員の区分に応じた減額率を乗じて得た額とすること。

(3) 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること及び公立大学法人島根県立大学の設立に伴う規定の整理

(4) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 2の(1)については公布の日から、2の(2)から(4)までについては平成19年4月1日から施行する。

(2) 2の(2)から(4)までについては、平成19年4月分以後の給与について適用する。

第30号議案

島根県職員定数条例の一部を改正する条例

第31号議案

島根県企業局職員定数条例

第32号議案

島根県病院局職員定数条例

1 提案理由

地方公営企業の定員管理の明確化を図るため企業局及び病院局の職員の定数条例をそれぞれ別に定めるとともに、職員の定数について行財政改革に伴う定数削減のため所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県職員定数条例の一部改正

ア 知事の事務部局の職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
知事の事務部局の職員	一般会計に属する職員	4,030人	3,663人	367人
	特別会計に属する職員	92人	40人	52人
教育委員会の事務部局の職員		313人	302人	11人

イ 地方公営企業の特別会計に属する職員の定数の規定を削除すること。

ウ 定数の外に置くことができる職員から、職員の休日及び休暇に関する条例に規定する私傷病休暇を与えられている職員を削除すること。

エ その他規定の整備

(2) 島根県企業局職員定数条例

ア 職員の定数は、93人とすること。

イ 次の職員は、定数の外に置くことができること。

（ア）他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員

（イ）地方公務員法又は職員の休職の事由を定める条例の規定により、休職を命ぜられている職員

（ウ）地方公営企業等の労働関係に関する法律の許可を受けて、労働組合の業務に専ら従事している職員

（エ）地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、管理者の承認を受けて育児休業をしている職員

（オ）外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の規定により派遣されている職員

（カ）長期にわたる研修で知事が定めるものに参加している職員

（キ）公益法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣されている職員

(3) 島根県病院局職員定数条例

ア 職員の定数は、856人とすること。

イ 次の職員は、定数の外に置くことができること。

(2)のイに同じ。

ウ 他の地方公共団体が設置する病院又は診療所に勤務する医師が一時的に不在となる場合に当該医師に代わって診療するため当該地方公共団体に派遣する職員の数として知事が予算の範囲内で定める職員の数は、定数外とすることができること。

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第33号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,759人	1,716人	43人
	事務職員、技術職員その他の職員	217人	214人	3人
盲学校、ろう学校及び養護学校	教育職員	854人	878人	24人
小学校及び中学校	教育職員	5,331人	5,276人	55人
	事務職員及び技術職員	432人	409人	23人

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第34号議案

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政需要の変動に伴い、地方警察職員の定員を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

警察官の定員の改正

区 分	改正前	改正後	増 減
警部補及び巡査部長	810人	816人	6人
巡査	424人	428人	4人

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第35号議案

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

公立大学法人島根県立大学への業務の円滑な移行のため、同法人に対し、及び県の国際化施策の推進を図るため、財団法人自治体国際化協会に対して職員を派遣することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員を派遣することができる公益法人等に、財団法人自治体国際化協会及び公立大学法人島根県立大学を追加すること。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、公布の日から施行する。

第36号議案

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

1 提案理由

経済情勢の変動、関係法令の改正等に伴い、県が徴収する各種使用料及び手数料について、額の改定その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県手数料条例の一部改正

ア 医薬品等の試験検査等を製造所以外の施設で行う場合における医薬品等の適合性調査に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
医薬品等の製造販売の承認（以下「承認」という。）の申請又は輸出用の医薬品等の製造（以下「製造」という。）をしようとするときに適合性調査を受けようとする者	13,200円
承認の取得後又は製造の開始後5年を経過するごとに適合性調査を受けようとする者	39,200円に医薬品等1品目につき300円として計算した額を加算した額

イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料の区分の見直

しに伴う規定の整備

ウ 通訳案内士法関係手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
通訳案内士の登録を受けようとする者	5,100円
登録証の訂正を受けようとする者	4,000円
登録証の再交付を受けようとする者	4,000円

- (2) 島根県中山間地域研究センター条例の一部改正
研修施設の使用時間等の見直しに伴う規定の整備

- (3) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 運転免許試験等に係る手数料の改正

ア 運転免許試験

区 分		改正前	改正後
大型自動車 免許又は中 型自動車免 許	検査合格者及び指定教 習所卒業生	-	1,850円
	特定失効者	-	2,000円
	試験の一部免除を受け ない者（公安委員会が 提供する自動車を使用 しないで受ける場合。 以下「自動車不使用」 という。）	-	4,950円
	試験の一部免除を受け ない者（公安委員会が 提供する自動車を使用 して受ける場合。以下 「自動車使用」とい う。）	-	8,650円
特定第1種 運転免許又 は大型特殊 自動車第2 種免許若し	指定教習所卒業生及び 特定失効者	2,050円	2,000円
	試験の一部免除を受け ない者（自動車不使 用）	3,300円	2,950円

くは牽引第 2種免許	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,400円	4,600円
大型自動車 第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許	指定教習所卒業者及び特定失効者	2,100円	2,000円
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	4,450円	4,500円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	6,650円	7,700円
仮免許	指定教習所修了者	2,050円	2,000円
	失効者	1,700円	1,650円
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	3,300円	3,100円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,400円	4,750円

(イ) 自動車の運転について必要な技能の有無に関する検査

区 分		改正前	改正後
大型自動車免許又は中型自動車免許	自動車不使用	2,550円	3,950円
	自動車使用	3,650円	7,650円

(ウ) 限定解除審査

区 分	改正前	改正後
自動車使用	2,800円	3,350円

(エ) 技能検定員審査

区 分	改正前	改正後
大型自動車免許又は中型自動車免許	-	24,700円
特定第1種免許	14,750円	14,100円
大型自動車第2種免許、中型自動車		

第2種免許又は普通自動車第2種免許	22,050円	22,450円
-------------------	---------	---------

(オ) 教習指導員審査

区 分	改正前	改正後
大型自動車免許又は中型自動車免許	-	15,650円
特定第1種免許	9,850円	9,500円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許	12,550円	13,300円

(カ) 再試験

区 分	改正前	改正後
大型自動2輪車免許又は普通自動2輪車免許 自動車使用	3,000円	3,550円

(キ) 講習（新設）

区 分	手数料の額
大型自動車免許又は中型自動車免許取得時講習	1時間につき 4,700円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許取得時講習	1時間につき 3,150円

(ク) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査手数料の額から減ずる額（新設）

審 査 細 目	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,050円
3 交通の方法に関する教則の内容となっている事項	2,150円

4	自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円
5	技能検定の実施に関する知識	2,200円
6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円
7	1 及び 2 のいずれも免除される場合	14,950円
8	3 及び 4 のいずれも免除される場合	4,600円

(ケ) 特定第1種免許に係る技能検定員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	改正前	改正後
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	1,450円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	2,450円	2,250円
3 交通の方法に関する教則の内容となっている事項	2,200円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,200円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,100円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,050円	2,000円
7 1 及び 2 のいずれも免除される場合	5,050円	4,650円
8 3 及び 4 のいずれも免除される場合	4,750円	4,600円

(コ) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る技能検定員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	改正前	改正後
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円	7,950円
3 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円	3,200円

4	自動車運転代行業に関する法令 についての知識	2,850円	2,750円
5	1及び2のいずれも免除される 者である場合	15,150円	15,800円

(ウ) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査手数料の額から減ずる額（新設）

審査細目		減ずる額	
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	
2	技能教習に必要な教習の技能	1,300円	
3	学科教習に必要な教習の技能	1,250円	
4	交通の方法に関する教則の内容となっている 事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	
5	自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	
6	教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	
7	1及び2のいずれも免除される場合	9,200円	
8	4及び5のいずれも免除される場合	3,050円	

(エ) 特定第1種免許に係る教習指導員審査手数料の額から減ずる額

審査細目		改正前	改正後
1	教習指導員として必要な自動車の 運転技能	1,450円	1,350円
2	技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,300円
3	交通の方法に関する教則の内容 となっている事項その他自動車の 運転に関する知識	1,300円	1,250円
4	自動車教習所に関する法令につ いての知識	1,300円	1,250円
5	教習指導員として必要な教育に ついての知識	1,200円	1,150円
6	1及び2のいずれも免除される 場合	4,000円	3,750円

7 3 及び 4 のいずれも免除される 場合	2,650円	2,550円
---------------------------	--------	--------

- (ス) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る教習指導員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	改正前	改正後
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,900円	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,050円	2,000円
3 自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,850円	2,750円
4 1 及び 2 のいずれも免除される者である場合	8,950円	9,750円

- イ 探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料の新設

区 分	手数料の額
新規届出に係る届出証明書の交付	3,600円
変更届出に係る届出証明書の交付	1,500円
届出証明書の再交付	1,000円

- (4) 島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正
健康保険等の対象とならない場合の使用料の改定

改正前	改正後
健康保険点数表の点数1点につき 15.75円	健康保険点数表の点数1点につき 10.5円

- (5) 島根県立体育施設条例の一部改正
電气得点板の使用料の改定

改正前	改正後
1日につき 2,300円	1日につき 160円

- (6) 島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正
使用許可の対象施設から、パソコン室を削り、第5研修室を追加すること。

(7) 島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正

ア 農業に関する分析等に係る手数料の新設

分析等の内容	手数料の額
成績書の複本の交付	720円

イ 分析等の廃止に伴う規定の整備

(8) 島根県立農業大学校条例の一部改正

ア 授業料の額の改定

改正前	改正後
111,600円	118,800円

イ 各月分の授業料（最終学年の3月分の授業料を除く。）は、その月の1日から26日までに納付すること。

(9) 島根県家畜保健衛生所条例の一部改正

ア 検査に係る手数料の新設

検査の種類	手数料の額
ヨ－ネ病培養検査	1頭につき 980円
遺伝子学的検査	1試料につき 900円

イ ワクチン注射の廃止に伴う規定の整備

(10) 島根県産業技術センター条例の一部改正

ア 手数料の新設

区 分	手数料の額
設備機器及び分析等の準備に係る手数料	設備機器を使用する場合は、280円。分析等を行う場合は、560円
設備機器の使用方法の指導に係る手数料	1時間につき 3,380円
試料の形質を変更する処理に係る手数料	1件につき 5,080円以内で知事が定める額

イ 使用料及び手数料の上限額をおおむね20パーセント引き上げること。

(11) 島根県立高等技術校条例の一部改正

授業料の額の改定

改正前	改正後
111,600円	118,800円

(12) 島根県道路占用料徴収条例の一部改正

占用料の新設

占用物件	単位	占用料	
原動機付自転車、 二輪自動車又は自 転車の車止め装置 その他の駐車用施 設	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	消費税法適用外	消費税法適用
		近傍類似地の土 地の地価に 0.018 を乗じて 得た額	近傍類似地の土 地の地価に 0.0189 を乗じて 得た額

(13) 島根県立都市公園条例の一部改正

少年野球コーナーのうち、陸上競技に利用する場合を廃止すること。

(14) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

ア 計画に構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合における、建築確認及び建築主事への計画の通知に係る手数料の新設

構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計	手数料の額	
構造計算の方法が国 土交通大臣の認定を 受けたプログラムに よるもの	1,000平方メートル以内 のもの	1の建築物につ き 159,000円
	1,000平方メートルを超 え、2,000平方メートル 以内のもの	1の建築物につ き 193,000円
	2,000平方メートルを超 え、10,000平方メートル 以内のもの	1の建築物につ き 211,000円
	10,000平方メートルを超 え、50,000平方メートル 以内のもの	1の建築物につ き 262,000円
	50,000平方メートルを超 えるもの	1の建築物につ き 430,000円
構造計算の方法が国 土交通大臣の認定を 受けたプログラムに よるもの	1,000平方メートル以内 のもの	1の建築物につ き 211,000円

受けたプログラム以外のものによるもの	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 279,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 319,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 420,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	1の建築物につき 763,000円

イ 中間検査を受けた建築物の完了検査に係る手数料の新設

建築物の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	申請1件につき 9,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請1件につき 11,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請1件につき 15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請1件につき 21,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請1件につき 35,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請1件につき 47,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請1件につき 110,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請1件につき 180,000円
50,000平方メートルを超えるもの	申請1件につき 370,000円

ウ 中間検査に係る手数料の新設

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 9,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 11,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 20,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 33,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 45,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 100,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 160,000円
50,000平方メートルを超えるもの	申請 1 件につき 330,000円

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のイについては平成19年4月16日から、2の(3)のアについては平成19年6月2日から、2の(3)のイについては平成19年6月1日から、2の(14)については建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第37号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

効率的な税務行政の執行体制を整備するため、自動車税の証紙徴収及び自動車取得税の賦課徴収に係る権限の委任等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 自動車税の証紙徴収及び自動車取得税の賦課徴収に係る知事の権限を島根運輸支局の所在地を管轄する県民センターの長に委任すること。
- (2) (1)に伴う職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- (3) その他規定の整備

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

1 提案理由

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

防衛庁長官を防衛大臣に改めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第39号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 次に掲げる事務を松江市に権限移譲すること。

ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員の委託

イ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員の委託

ウ 工場立地法に基づく事務

（ア） 特定工場の新設又は変更の届出の受理

（イ） 届出者に対する設置場所に関する勧告

- (ウ) 勧告に係る事項の変更の命令
- (エ) 特定工場の新設又は変更の実施の制限の期間の短縮
- (オ) 氏名等の変更の届出の受理
- (カ) 地位の承継の届出の受理

(2) 次に掲げる事務を浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町及び知夫村に権限移譲すること。

地方自治法に基づく事務

- (ア) 新たに生じた土地の届出の受理及び告示
- (イ) 町又は字の区域の変更等の届出の受理及び告示

(3) 次に掲げる事務を出雲市、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲すること。

ア 森林法に基づく事務

- (ア) 民有林の開発行為の許可及び監督処分（面積が5ヘクタールを超えないものに限る。）
- (イ) 保安林の指定又は指定の解除
- (ウ) 保安林内の立木の伐採又は行為の許可
- (エ) 保安林に係る監督処分

イ 農地法に基づく事務

- (ア) 農地の転用の許可（飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町にあっては、面積が2ヘクタールを超えないものに限る。（イ）において同じ。）
- (イ) 農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可
- (ウ) 島根県農業会議の意見の聴取
- (エ) 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転
- (オ) 違反転用に対する監督処分

(4) 次に掲げる事務を邑南町に権限移譲すること。

(3)のアの(ア)に同じ。

(5) その他規定の整理

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。ただし、飯南町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に係る2の(3)のイについては平成19年10月1日から、2の(5)については公布の日から施行する。

第40号議案

島根県迷惑行為防止条例

1 提案理由

多様化した迷惑行為に的確に対処し、もって犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、迷惑行為に対する規制及び罰則を強化することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 題名の改正

改正前	改正後
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	島根県迷惑行為防止条例

(2) 目的の改正

この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とすること。

(3) 禁止される粗暴行為に次の行為を加えること。

正当な理由がないのに、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法の規定により携帯を禁止される刃物を除く。）、鉄棒、木刀その他の身体に危害を加えるのに使用することができる物を通行人、入場者、乗客その他の公衆に不安を覚えさせるような方法で携帯すること。

(4) 卑わいな行為の禁止について次のとおり定めること。

ア 禁止される卑わいな言動についてその内容を定めること。

イ 何人も、正当な理由がないのに、衣服を透かして見ることのできる写真機等を使用して、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人の下着又は身体の映像を見、又は記録してはならないこと。

ウ 何人も、正当な理由がないのに、写真機等を使用して、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態の人の姿態の映像を記録してはならないこと。

(5) 押売等の防止に関する条例に規定する押売行為等の禁止について定めること。

- (6) 人の性的好奇心をそそる見せ物等の営業に係る呼びかけ、ビラの配布等による客の誘引の禁止について定めること。
- (7) 客待ちの規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める区域内的の公共の場所における客待ちの禁止について定めること。
- (8) 人の性的好奇心をそそる写真等を掲載したものであって、電話番号等が記載されているピンクビラ等の配布、掲示等の禁止について定めること。
- (9) つきまとい、面会の要求、無言電話、名誉を害する事項の告知等の嫌がらせ行為（ストーカー行為等の規制に関する法律に規定する感情を充足する目的で行われるものを除く。）を反復して行うことの禁止について定めること。
- (10) 罰則の引上げ及び新設
- ア 卑わいな行為の禁止又は嫌がらせ行為の禁止に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。
- イ ア以外の禁止行為について違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処すること。
- ウ 客待ちをやめるべき旨の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処すること。
- エ 常習としてアの違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すること。
- オ 常習としてイの違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。
- (11) 両罰規定を設けること。
- (12) この条例の適用上の注意として、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用してはならないことを定めること。
- (13) 押売等の防止に関する条例の廃止
- (14) その他規定の整理

3 施行期日

平成19年6月1日から施行する。

第41号議案

島根県留置施設視察委員会条例

1 提案理由

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県留置施設視察委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 組織

ア 島根県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数は、4人とすること。

イ 委員の任期は、1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

(2) 委員長

委員長は、委員の互選により選任すること。

(3) 会議

ア 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となること。

イ 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができること。

3 施行期日

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第42号議案

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

介護保険法の改正及び障害者自立支援法の制定により、高齢者及び障害者に対する相談業務等を市町村が行うことから、総合福祉センターの業務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高齢者・障害者総合相談センターの業務を削除すること。

- 3 施行期日
平成19年4月1日から施行する。

第43号議案

島根県病院事業管理者の給与等に関する条例

- 1 提案理由
病院事業管理者の給料、手当及び旅費並びにその支給方法について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 病院事業管理者（以下「管理者」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当（以下「給与」という。）を支給すること。
 - (2) 地域手当は、医師である場合に限り、支給すること。
 - (3) 給料月額は、管理者が、医師でない場合には80万円、医師である場合には100万円とすること。
 - (4) 地域手当の額は、職員の給与に関する条例に規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員の例により支給すること。
 - (5) 期末手当の額は、特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例を準用すること。
 - (6) 給与の支給については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によること。
 - (7) 管理者に退職手当を支給すること。
 - (8) 管理者の退職手当の支給は、任期ごとに行うこと。
 - (9) 退職手当の額は、退職の日における管理者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に100分の26を乗じて得た額とすること。
 - (10) 管理者が公務により旅行するときは、旅費を支給すること。
 - (11) 旅費の支給については、常勤の監査委員の例によること。
 - (12) 職員の退職手当に関する条例の一部改正
- 3 施行期日
平成19年4月1日から施行する。

第44号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

1 提案理由

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、地方公営企業法の規定に基づき病院局職員の給与の種類及び基準について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 病院局職員の給与の種類及び基準を定めること。

(2) 次に掲げる条例の一部を改正すること。

ア 職員の給与に関する条例

イ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ウ 職員の特殊勤務手当に関する条例

エ 職員の定年等に関する条例

オ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

カ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第45号議案

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

青少年の健全な育成を図るため、インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止、有害図書類の包括的な指定及び古物商による物品の買受け等の制限について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) インターネットの利用

何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならないこと。

(2) 有害図書類の指定

図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不相当であると認められた図書類は、有害図書類として指定されたものとみなすこと。

(3) 古物商による物品の買受け等

古物商が、青少年の保護者の同意等がある場合を除き、青少年から買受け等を行ってはならない物品に、書籍及び雑誌を含めること。

3 施行期日等

2の(1)については平成19年4月1日から、2の(2)及び(3)については同年7月1日から施行する。ただし、2の(2)の団体の指定の手続は、施行前においても行うことができる。

第46号議案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例

1 提案理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、改善命令等を受けた精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

改善命令等を受けた精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者（入院後1年以上経過している者又は入院後6月を経過するまでの間に開放処遇の制限を受けている者に限る。）の症状等について、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならないこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第47号議案

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正及び結核予防法の廃止により、結核診査協議会を感染症診査協議会に統合するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由で

ある。

2 条例の概要

(1) 感染症診査協議会（以下「協議会」という。）の設置方法の変更

改正前		改正後	
保健所	協議会	保健所	協議会
各保健所	感染症診査協議会 （協議会の名称は、その置かれた保健所の名称を冠する。）	松江保健所 隠岐保健所	島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会
		雲南保健所 出雲保健所 県央保健所	島根県雲南・出雲・県央保健所感染症診査協議会
		浜田保健所 益田保健所	島根県浜田・益田保健所感染症診査協議会

(2) 協議会の委員の定数を15人以内とすること。

(3) 協議会に次に掲げる部会を設置すること。

ア 一般感染症部会

イ 結核部会

(4) 一般感染症部会は、必要に応じ、保健所ごとに置くことができること。

(5) 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができること。

(6) 結核診査協議会条例の廃止

(7) その他規定の整備

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第48号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、既存手当について所要の改正を行う必要があ

る。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 他校兼務手当、本分校勤務手当、家畜飼育作業従事手当（牛の削蹄作業）及び教務手当の廃止
- (2) 手当額の改正

手 当 名	改 正 前	改 正 後
教員特殊業務手当 （部活動指導業務）	1日 1,200円	1日1,200円（教育委員会が定める場合にあっては、600円）

- (3) その他規定の整理

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第49号議案

しまね教育の日を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

教育基本法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する法律番号の変更

3 施行期日

公布の日から施行する。

第50号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立学校統合再編成通学支援資金制度を設けることに伴い、その返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

債務の免除に関する規定の追加

(1) 貸付金の種類

県立学校の統合再編成により増加する通学費等の経済的負担を軽減し、教育の機会均等に資するため、知事が指定する中学校を卒業し、かつ、知事が定める期間内に知事が指定する県立学校に入学した者で、遠距離通学又は自宅外からの通学が必要となるものに対して貸し付けた資金

(2) 免除の条件

死亡したとき、又は心身に重度の障害を有することとなったことにより貸付金を返還することができなくなったと認められるとき。

(3) 免除の範囲

債務の全部又は一部

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第51号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 提案理由

経済情勢の変動等に伴い、県立の高等学校の授業料及び受講料の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 授業料の額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
全日制の課程及び専攻科	115,200円	118,800円
定時制の課程	25,200円	28,800円

(2) 受講料の額の改定

単位数(1科目につき)	改 正 前	改 正 後
2単位まで	830円	860円
3単位以上	830円に2単位を超える1単位ごとに200円を加算した額	860円に2単位を超える1単位ごとに210円を加算した額

3 施行期日等

平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、なお従前の例による。

第52号議案

島根県神戸川河口暫定防災対策事業基金条例を廃止する条例

1 提案理由

二級河川であった神戸川が一級河川に指定され、神戸川河口の河川管理者が国土交通大臣に変更されたことに伴い、島根県神戸川河口暫定防災対策事業基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

公布の日から施行する。

第53号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

入居者駐車場の使用の許可において公平性を確保し、及び事務処理の円滑化を図るため、当該許可に関する基準等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 入居者駐車場の使用者の資格として、入居者駐車場の使用料を滞納していないことを加えること。

(2) 次のいずれかに該当するときは、使用者に対してした入居者駐車場の使用の許可を取り消すものとする。

ア 使用者又は同居者がこの条例の規定による過料の処分を受けたとき。

イ 使用者が入居者駐車場の使用料（当該許可以前の許可に係る使用料を含む。）を3月以上滞納したとき。

(3) (2)のイは、入居者駐車場の使用料について、この条例の施行の日以後に滞納した月数が3月以上となった場合に適用すること。

(4) その他規定の整備

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。